

## インフルエンザの出席停止期間について

学校安全保健法は、インフルエンザの出席停止期間を次のように定めています。

★発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで登校できません。

ただし、症状により医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。

発症後、最低5日間は登校不可								
発症当日 (0日目)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発熱	発熱	解熱 登校不可	解熱後 1日目 登校不可	解熱後 2日目 登校不可	発症後 5日以内 登校不可	登校可能		
発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱 登校不可	解熱後 1日目 登校不可	解熱後 2日目 登校不可	登校可能

保護者様へ

病院受診の際、お子様の症状とともに、登校可能日の確認をお願いいたします。

登校に際しましては、上記の規定に基づき、対応をお願いいたします。

その際、登校許可証等、医師の証明は不要です。

御崎小学校